

陳 情 書

2003年12月25日

農林水産大臣 殿

環境大臣 殿

私たちは、次のことを求めます。

- 1 細見谷溪畔林を国指定の保護対象地域とし、あわせて国際的な「登録生態系」として、これ以上傷つけることなく、子々孫々に引き継いでいけるように厳正な保全措置を講じること
- 2 大規模林道 戸河内・吉和区間の二軒小屋～吉和西工事区間の事業を中止すること
- 3 林野庁・広島県・廿日市市・広島市など太田川流域社会が負担を分け合い、協働で細見谷国有林を持続可能な水源林管理のモデル地区とすること

2003.12.25

環境大臣 小池百合子殿

細見谷保全ネットワーク
廿日市・自然を考える会
森と水と土を考える会
広島フィールドミュージアム
細見谷流域研究者グループ

事務局長 原 哲之
代 表 高木恭代
代 表 原戸祥次郎
会 長 金井塚 務
世話人 安溪遊地

大規模林道問題全国ネットワーク

代表委員 藤原 信
代表委員 河野昭一

農林水産大臣・環境大臣に宛てた陳情書とその内容について

添付の陳情書を、賛同者38,771名の署名を添えて提出いたします。また、この陳情書の内容について、以下のことを補足いたします。

陳情書の要望事項1について

最近20～30年の生態学的な研究成果により、「溪畔林」を含む水辺林が流域保全・河川環境保護・生物多様性保全などに極めて重要な役割を果たすものだと認識が深まってきました(資料)。その中でも「細見谷溪畔林」は国内第一級の保全対象として認識されています(資料)。細見谷溪畔林は河川と隣接した森林帯の生物相を包含した「生物多様性」の宝庫であり、今日の国際的な基準に照らしても、第一級の保全対象となるべき豊かな水系・溪畔林生態系と生物多様性を包含しています(資料)。その規模は国内最大級(長さ4～5km、幅100～200メートル)で、他に類例の無い原生度を保ち良く保全されています。この3年間に断片的に実施された調査からも、数多くの絶滅が危惧される動植物種の生息が確認されています(資料・)。クロホオヒゲコウモリ(絶滅危惧B類)のような全国的にも個体数の少ない種も確認されており、また、陸産貝類においては、多くのRDB記載種をはじめ、新種の可能性のある種の存在も確認されています。

河川生態系の保全・生物多様性の保持はこの国が抱える緊急課題であり、「生物多様性国家戦略」の実現には、各地域で、現状で高い生物多様性が保全されている場所(ストック)を厳正に保全することから始める必要があります。近年の学術調査の成果は、河川源流域の「溪畔林」として、細見谷溪畔林が西日本唯一の「ストック」であることを如実に物語っています(資料・)。したがって私たちは、細見谷溪畔林を国指定の保護対象地域とし、開発行為や車両の乗り入れなど、溪畔林に人為的な負荷を与える行為を厳しく制限するべきであると考えます。

幸い、細見谷地区は全域が西中国山地国定公園内にあります。自然公園法が改正され、「国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。」(第3条の2)と、国・地方公共団体の責務として、「自然公園における生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずること」が追加されました。したがって、環境省が広島県・林野庁と協働で、厳しい保全措置を施すことは十分可能であると考えられます。具体的には、現在細見谷溪畔林は西中国山地国定公園の「第二種特別地域」に指定されていますが、私たちはこれを早急に「特別保護地区」へ格上げされることを要望いたします。

また、前述のように、細見谷溪畔林は、今日の国際的な基準に照らしても、第一級の保全対象となるべき豊かな水系・溪畔林生態系と生物多様性を包含しています(資料)。たとえば、広い氾濫原から成る谷底の湿地帯は、「ラムサール条約」本来の理念に照らして、まさにその要件を満たす生物多様性や保全の重要性を有しています。私たちは、「細見谷溪畔林」保全への意識を高め、全地球的な財産として子々孫々へ引き継ぐためにも、住民・国・県・地元自治体・専門家・NGOが細見谷溪畔林を国際的な「登録生態系」とすべく調査・研究に着手すべきであると考えます。

陳情書の要望事項2について

現在細見谷溪畔林を縦貫する大規模林道の建設計画が進められています(大朝・鹿野線戸河内・吉和区間の二軒小屋・吉和西工事区間;事業主体・緑資源機構)が、大規模林道の建設は、溪畔林に重大なダメージを与える可能性が極めて高いと言わざるを得ません。このことは、多くの行政・大学・環境アセスメント関係者が会員として名を連ねる生態学研究会の全国組織・「日本生態学会」が、その総会決議(2003年3月23日)において、「いかなる舗装も・・・溪畔植物群落に重大なダメージをおよぼし」とし、二軒小屋・吉和西工事区間の事業中止を要望していることから明らかです。

二軒小屋・吉和西工事区間の大規模林道建設は不要不急の公共事業としてその必要性・事業としての妥当性が疑われており、細見谷溪畔林に大きなダメージを与えるリスクを冒すに足る費用対効果や地域振興への貢献は見出されていません。したがって私たちは、自然公園管理の最高責任を担う機関として、環境省が大規模林道事業を中止へ導かれることを切に要望いたします。

陳情書の要望事項3について

細見谷流域は広島県西部150万人の水がめ・太田川のかげがえのない水源地帯で、全域が広島県でも重要な水源涵養保安林です。細見谷流域全体（人工林域を含む）を水源林として持続的に活かすことは太田川流域社会の重要なテーマです。水源林としてその機能が十分に発揮されるということは、すなわち高い生物多様性が維持され、そこに生育・棲息する生き物の「暮らし」が豊かな水循環を育むことに他なりません。

こうした視点から、私たちは、細見谷流域を、溪畔林を核として全域を自然林へと再生し、野生生物の「聖域」として生物多様性を保全し、生物生産量を高めていくことを提案しています（資料）。そうすることが、細見谷流域の水源涵養機能を高めていくだけでなく、高度経済成長期以降に発生した様々な野生生物と人間との「軋轢」を解決していくための道筋を与えるものと考えます。たとえば、この地域で社会問題化している、ツキノワグマ（絶滅のおそれのある地域個体群）の人里への出没による人的、経済的な被害を軽減すると同時に、絶滅のおそれのある個体群の維持・回復に寄与します。さらに、溪畔林を自然研究・学習のフィールドとして活用しながら、流域全体を時間をかけて自然林に再生していく作業は、地域に新たな雇用をもたらすと同時に持続可能な観光資源を生み出すこととなります。

私たちは、そのための具体的な方策を、国定公園の管理に関わる環境省・国有林の所有者である林野庁と、広島県、太田川流域全体の行政・専門家・住民・NGOが協働で検討し実現することこそ、新しい世紀に求められる森林利用の在り方・モデルケースになると考えます。

以上

添付資料

「水辺林管理の手引き 基礎と指針と提言」(2001年、(株)日本林業調査会)より抜粋

「細見谷溪畔林(西中国山地国定公園)を縦貫する大規模林道事業の中止および同溪畔林の保全措置を求める要望書」(日本生態学会が2003年3月23日に総会決議)

細見谷・十方山林道の植物相と群落の評価(河野昭一京都大学名誉教授による)

十方山林道で確認されたレッドリスト記載種について(細見谷保全ネットワーク・原哲之による;「細見谷と十方山林道」<*>44~45ページ)

<*>「細見谷と十方山林道」: 森と水と土を考える会・日本生物多様性防衛ネットワーク・吉和の自然を考える会 発行、2002年、81pp.

細見谷の自然 特異な溪畔林植生とその価値(河野昭一京都大学名誉教授による;「細見谷と十方山林道」1ページ)

緑資源公団による大朝・鹿野線戸河内・吉和区間(二軒小屋・吉和西工事区間)の環境調査(中間の調査データ)に対するコメント(哺乳類)(広島フィールドミュージアム・金井塚務による)

2003年8月18日付中国新聞朝刊記事

十方山林道の未来への提言(中根周歩広島大学教授による;「細見谷と十方山林道」59ページ)

陳情書提出責任者: 〒733 0852 広島市西区鈴が峰町40-8-202

TEL・FAX 082-278-1044

E Mail: nt-hara@f3.dion.ne.jp

細見谷保全ネットワーク 原 哲之

(*) 細見谷保全ネットワーク 構成団体

廿日市・自然を考える会 代表 高木 恭代

〒738-0032 廿日市市峰高1-2-4 電話&Fax 0829-39-6655

森と水と土を考える会 会長 原戸 祥次郎

〒733-0022 広島市西区天満町9-8 電話&Fax 082-293-6531

広島フィールドミュージアム 会長 金井塚 務

〒739-0424 大野町前空1-8-25 電話&Fax 0829-54-1155

細見谷流域研究者グループ 世話人 安溪 遊地

〒753-8502 山口市桜畠3-2-1 山口県立大学国際文化学部 電話&Fax 083-928-5496

2003.12.25

農林水産大臣 亀井善之様

細見谷保全ネットワーク	事務局長	原 哲之
廿日市・自然を考える会	代 表	高木恭代
森と水と土を考える会	代 表	原戸祥次郎
広島フィールドミュージアム	会 長	金井塚 務
細見谷流域研究者グループ	世話人	安溪遊地
大規模林道問題全国ネットワーク	代表委員	藤原 信
	代表委員	河野昭一

農林水産大臣・環境大臣に宛てた陳情書とその内容について

添付の陳情書を、賛同者38,771名の署名を添えて提出いたします。また、この陳情書の内容について以下に補足いたします。

陳情書の要望事項2について

私たちは以下の理由で、二軒小屋～吉和西工事区間の大規模林道事業の中止を求めます。

- この区間の大規模林道が生活道路として利用される可能性は全くありません。
- 二軒小屋・吉和西工事区間はほとんど国有林で、材生産を目的としない「水土保持林」・「森林と人の共生林」です。しかも既に施業に必要な十方山林道が存在しており、大規模林道の建設がこの地域の林業振興に資するところはありません。
- 細見谷南西部は地滑り地帯で大規模林道建設に莫大なコストと困難を伴います。完成しても豪雪地帯での維持管理費は廿日市の財政を圧迫し、補修が滞れば地域産業であるワサビ栽培などに被害をもたらします。
- 日本生態学会もがその総会決議で「いかなる種類の舗装工事も・・・溪畔植物群落に重大なダメージをおよぼし」としているように、大規模林道の建設は、国内第一級の保全対象である細見谷溪畔林に大きなダメージを与えます。その結果、地域社会が将来にわたって自然から受けるであろう限りない恩恵までも、その根底から失うこととなります。

陳情書の要望事項1について

近年の学術調査により、細見谷溪畔林は、国内最大級の規模を誇る（長さ4～5km、幅100～200メートル）他に類例の無い原生度を保つ良く保全されたものであることが明らかになりました（資料 ）。

独立行政法人森林総合研究所の研究者らで構成される「溪畔林研究会」は、溪畔林を含む水辺林が流域保全・河川環境保護・生物多様性保全などに極めて重要な役割を果たすとして、その保全の指針を「水辺林管理の手引き 基礎と指針と提言」（2001年、（株）日本林業調査会）としてまとめています（資料 ）。

同書第3章「水辺林管理の指針」では、「水辺林本来の姿をとどめている老齢林分は、たとえ数ha程度（0.1～10ha）の小面積林分であっても、将来の水辺林再生の核を担い、かつ更新材料を供給しうる重要性を保つため、早急に保存・保護する必要がある。したがって、このように分断・孤立した自然度の高い林分についても、以下のような保存・保護措置を講じるべきである。

1 自然度の高い老齢な水辺林分の保護区域の範囲は、自然度の高い水辺林およびこれに近接する自然度の高い斜面林を含むように設置し、保護区域であるエリアを告知するため、看板の設置などを行う。保護区域では、「原生流域」と同様に、土地利用、林業行為、開発行為、車両の乗り入れ、レクリエーション利用を厳しく制限する。・・・以下略・・・（「水辺林管理の手引き」104ページ）」

としています。

したがって細見谷溪畔林も、当然上記の提言に相当する厳正な保全措置が施されるべきものです。幸い、細見谷溪畔林は全て国有林内にあり、私たちは林野庁による厳しい保全措置の実施は十分に可能だと考えます。また、細見谷地区は西中国山地国定公園内にあることから、林野庁・環境省・広島県が協働で国指定の保護対象地域とされることを要望いたします。さらに将来的には、細見谷溪畔林の国際的な評価も高いことから（資料 ）、国際的な保全対象とすべく調査・研究が進められるべきだと考えます。

なお、細見谷溪畔林は「溪畔林研究会」の注目するところとなり、2003年の「溪畔林研究会シンポジウム」が細見谷の地元広島県廿日市市吉和で開催されたこと、このシンポジウムのエクスカージョンが細見谷溪畔林をフィールドとして実施されたことを付記しておきます（資料 ）。

陳情書の要望事項3について

細見谷流域は広島県西部150万人の水がめ・太田川のかげがえのない水源地帯で、全域が広島県でも重要な水源涵養保安林です。細見谷流域全体（人工林域を含む）を水源林として持続的に活かすことは太田川流域社会の重要なテーマです。行政・住民・専門家・NGOが知恵を出し合い広く負担を分け合うことで、新しい水源林・国有林管理のモデルケースになります。

前述の「水辺林管理の手引き」は、林分レベルで自然度の高い水辺域植生が残存しているも、流域レベルでの人為的影響が大きい場合、「林分レベルで水辺域本来の植生が残っているも、流域レベルでの人為的影響によって、河川の構造や攪乱体制が著しく改変され、水辺の植物生育環境が自然状態と異なってきている場合がある。このような場合には、残存する水辺域植生も衰退していく可能性が高いことから、本来の河川構造や攪乱体制を回復させる処置を検討する必要がある。」(104ページ)としています。

溪畔林の上部に手入れの進んでいない人工林が広がる細見谷流域はまさにこの状態に相当し、この地域の水源涵養機能の高度発揮には、人工林域を溪畔林と連続性のある自然林に再生していくことが急務です。

私たちは、その具体的な方策を国有林の所有者である林野庁・国定公園の管理に関わる環境省と、広島県、太田川流域全体の行政・専門家・住民・NGOが協働で検討し実現することが、新しい世紀に求められる森林利用・国有林運営の在り方・モデルケースになると考えます。

以上

添付資料

細見谷・十方山林道の植物相と群落の評価(河野昭一京都大学名誉教授による)

「水辺林管理の手引き」より抜粋

2003年8月18日付中国新聞朝刊記事

第12回溪畔林研究会日程および配布資料(河野昭一京都大学名誉教授による)

陳情書提出責任者：〒733 0852 広島市西区鈴が峰町40-8-202

TEL・FAX 082-278-1044

E Mail: nt-hara@f3.dion.ne.jp

細見谷保全ネットワーク 原 哲之

(*) 細見谷保全ネットワーク 構成団体

廿日市・自然を考える会 代表 高木 恭代

〒738-0032 廿日市市峰高1-2-4 電話&Fax 0829-39-6655

森と水と土を考える会 会長 原戸 祥次郎

〒733-0022 広島市西区天満町9-8 電話&Fax 082-293-6531

広島フィールドミュージアム 会長 金井塚 務

〒739-0424 大野町前空1-8-25 電話&Fax 0829-54-1155

細見谷流域研究者グループ 世話人 安溪 遊地

〒753-8502 山口市桜畠3-2-1 山口県立大学国際文化学部 電話&Fax 083-928-5496